

平成 26 年 9 月 4 日

第 3 回定例会提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報告第 9 号	放棄した債権の報告について
---------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成 22 年登米市条例第 43 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき市が放棄を決定した債権について、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 10 号	登米市土地開発公社の経営状況について
----------	--------------------

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、登米市土地開発公社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報告第 11 号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第 12 号	株式会社とよま振興公社の経営状況について
報告第 13 号	株式会社いしこしの経営状況について
報告第 14 号	株式会社なかだ農業開発公社の経営状況について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況について、議会に報告するものであります。

承認第 1 号	横手市及び登米市が設置する公の施設の相互利用に関する協議に係る専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
---------	---

本案は、横手市及び登米市が設置する公の施設を相互利用するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定により、横手市及び登米市が設置する保育所を相互利用に関する協議について、同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたものであり、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 100 号	平成 26 年度登米市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 101 号	平成 26 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 102 号	平成 26 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 103 号	平成 26 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 104 号	平成 26 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 105 号	平成 26 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 106 号	平成 26 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 107 号	平成 26 年度登米市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 108 号	平成 26 年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）

本案は、平成 26 年度登米市一般会計補正予算（第 4 号）から平成 26 年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）までについて、各種会計予算の補正を行なうものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 913 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 470 億 8,148 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、ごみ処理施設修繕事業 7,410 万円、事業復興型雇用創出事業 2,713 万円、農地・水保全管理支払事業 4,738 万円、道路維持補修事業 4,803 万円、道路整備事業 1,621 万円などを計上しております。

歳入では、市町村合併推進体制整備費補助金などの国庫支出金 5,359 万円、緊急雇用創出事業補助金などの県支出金 5,543 万円、特別会計などからの繰入金 1 億 3,260 万円、前年度繰越金 7,778 万円などを増額する一方、市債を 1,790 万円減額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 3 件、地方債補正として変更 2 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で事業の精算に伴う返還金など 1 億 3,660 万円を、後期高齢者医療特別会計の歳出で広域連合への納付金など 879 万円を、介護保険特別会計の歳出で事業の精算に伴う返還金など 1,259 万円を計上しております。

土地取得特別会計の歳出では、土地開発基金への繰出金 4,638 万円を、下水道事業特別会計の歳出では、浄化槽施設整備事業など 1 億 6,161 万円、地方債補正として変更 1 件を、宅地造成事業特別会計の歳出では、一般会計及び土地取得特別会計への繰出金 5,255 万円を計上しております。

企業会計については、水道事業会計では、資本的収入でインバータ設備導入補助金 670 万円、収益的収入で還付消費税 2,112 万円などを計上しております。

病院事業会計では、災害対応型バルク等設置のための建設改良費など 2,145 万円と債務負担行為補正として追加 1 件を計上しております。

議案第 109 号	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
-----------	---

本案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）が平成 25 年 12 月 13 日に公布され、平成 26 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の整理を行うため、条例を制定するものであります。（新旧対照表 7 ページ）

議案第 110 号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
-----------	---

本案は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 3 項及び第 46 条第 3 項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 111 号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
-----------	---------------------------------------

本案は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項の規定により、本市が認可する家庭的保育事業等における、設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 112 号	登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
-----------	--

本案は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 113 号	登米市災害公営住宅の屋根等における太陽光発電設備の設置に係る使用料等に関する条例の制定について
-----------	---

本案は、自立・分散型エネルギーの確保とスマートシティの形成に向け宮城県が進める、災害公営住宅の屋根の貸し付けによる太陽光発電設備導入事業に対応するため、条例を制定するものであります。

議案第 114 号	登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
-----------	--------------------------------------

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）が平成 26 年 4 月 23 日に公布され、平成 26 年 10 月 1 日に一部施行されることに伴い、引用法律の題名改正等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 10 ページ）

議案第 115 号	財産の処分について
-----------	-----------

本案は、登米市迫町北方字川戸沼地内の土地を処分（譲渡）するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 116 号	字の区域を新たに画することについて
-----------	-------------------

本案は、東和町の区域において土地改良事業（県営農地整備事業青木地区）が施行されたことに伴い、同事業区域内の字を新たに画することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 117 号	登米市建設計画の変更について
-----------	----------------

本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成 23 年法律第 102 号）が平成 23 年 8 月 30 日から施行し、さらに、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 36 号）が平成 24 年 6 月 27 日から施行され、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりその効力を有する同法第 11 条の 2 第 1 項の地方債の特例が定められたことに伴い、登米市建設計画の計画期間及び財政計画等を変更するため、同法第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 118 号	平成 25 年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
-----------	----------------------------------

本案は、平成 25 年度登米市水道事業会計決算で生じた未処分利益剰余金を企業債の償還に充当するため、全額を減債積立金に積立て処分することについて、地方公営企

業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定第 1 号	平成 25 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成 25 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	平成 25 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	平成 25 年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	平成 25 年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号	平成 25 年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号	平成 25 年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号	平成 25 年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第 9 号	平成 25 年度登米市病院事業会計決算認定について
認定第 10 号	平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、平成 25 年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか 9 会計の決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案第109号関係

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条・第2条（略） （助成対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条により支援給付を受ける者</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>第4条～第14条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （助成対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条により支援給付を受ける者</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>第4条～第14条（略）</p>

第2条関係（登米市中心障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条・第2条（略） （助成対象者）</p> <p>第3条 この条例による助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する心身障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条により支援給付を受ける者を除く。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第14条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （助成対象者）</p> <p>第3条 この条例による助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する心身障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</p> <p>——（平成6年法律第30号）第14条により支援給付を受ける者を除く。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第14条（略）</p>

第3条関係（登米市営住宅条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第6条（略） （入居者資格の特例）</p> <p>第7条 前条第2号ア（ア）から（オ）までに該当する者のほか、次の各号のい ずれかに該当する者（以下「老人等」という。）にあつては、前条第1 号の条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい 障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受 けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除 く。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保 護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法 律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改 正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支 援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第8条～第67条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （入居者資格の特例）</p> <p>第7条 前条第2号ア（ア）から（オ）までに該当する者のほか、次の各号のい ずれかに該当する者（以下「老人等」という。）にあつては、前条第1 号の条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい 障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受 けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除 く。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保 護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律</u>（平成6年法 律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改 正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支 援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第8条～第67条（略）</p>

登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「母子・父子家庭の母又は父及び児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 母子家庭の母子 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を監護しているもの(以下「母子家庭の母」という。)及びその者に監護されている児童</p> <p>(2) 父子家庭の父子 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、</u></p> <hr/> <p>現</p> <p>に児童を監護しているもの(以下「父子家庭の父」という。)及びその者に監護されている児童</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(受給者証の交付)</p> <p>第7条 市長は、<u>第5条第1項又は第3項の規定により登録された母子・父子家庭の母又は父及び児童</u>(以下「受給資格者」という。)に対し、受給者証を交付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条・第9条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「母子・父子家庭の母又は父及び児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 母子家庭の母子 <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を監護しているもの(以下「母子家庭の母」という。)及びその者に監護されている児童</p> <p>(2) 父子家庭の父子 <u>配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)</u>と死別し、かつ、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない男子又はこれに準ずる規則で定める者で現に児童を監護しているもの(以下「父子家庭の父」という。)及びその者に監護されている児童</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(受給者証の交付)</p> <p>第7条 市長は、<u>前条第1項</u>又は第3項の規定により登録された母子・父子家庭の母又は父及び児童(以下「受給資格者」という。)に対し、受給者証を交付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条・第9条 (略)</p>

<p>(助成の決定、交付)</p> <p>第10条 市長は、<u>前条</u>の規定により受給資格者から医療費助成の申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定するとともに、その旨を当該受給資格者に通知し、助成金を交付するものとする。</p> <p>第11条～第14条 (略)</p>	<p>(助成の決定、交付)</p> <p>第10条 市長は、<u>前条第1項</u>の規定により受給資格者から医療費助成の申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定するとともに、その旨を当該受給資格者に通知し、助成金を交付するものとする。</p> <p>第11条～第14条 (略)</p>
--	---